

平成28年(㉮)第 23 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外 11 名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面(14) 補充書2

(中央構造線)

2016年8月31日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士	薦田伸夫	弁護士	河合弘之
弁護士	東俊一	弁護士	海渡雄一
弁護士	高田義之	弁護士	青木秀樹
弁護士	今川正章	弁護士	内山成樹
弁護士	中川創太	弁護士	只野靖
弁護士	中尾英二	弁護士	甫守一樹
弁護士	谷脇和仁	弁護士	中野宏典
弁護士	山口剛史	弁護士	井戸謙一
弁護士	定者吉人	弁護士	市川守弘
弁護士	足立修一	弁護士	望月健司
弁護士	端野真	弁護士	鹿島啓一
弁護士	橋本貴司	弁護士	能勢顯男
弁護士	山本尚吾	弁護士	胡田敢
弁護士	高丸雄介	弁護士	前川哲明
弁護士	南拓人	弁護士	竹森雅泰
弁護士	東翔	弁護士	松岡幸輝

## 活断層長期評価の表記見直し

### 1. 活断層の長期評価

熊本地震を引き起こした布田川断層帯の布田川区間は、地震調査研究推進本部の「断層帯の長期評価(算定基準日平成27年(2015年)1月1日)」では、マグニチュード「7.0程度」の地震の30年以内の発生確率が「ほぼ0%~0.9%」とされていた(甲B275・5頁)。

### 2. 表記見直し

#### (1) 見直しの理由

活断層で起きる内陸地殻内地震は発生間隔が数千年程度と長いため、発生確率が大きな数字にならず、熊本地震の場合にも、上記「ほぼ0%~0.9%」という確率が、危険情報として防災を担う自治体担当者や一般国民に正しく伝わらず、あたかも降水確率を見るかのように、かえって安心情報になってしまったという指摘を受けた(甲B276, 277)。

#### (2) 見直しの内容

そこで、本年8月19日、地震調査研究推進本部は、従来の「高い」「やや高い」「表記なし」という3段階の表記を見直し、「Sランク(30年以内の地震発生確率が3%以上)」「Aランク(30年以内の地震発生確率が0.1~3%)」「Zランク(30年以内の地震発生確率が0.1%未満)」「Xランク(地震発生確率が不明(すぐに地震が起こることが否定できない))」の4段階の表記に改めることとなった(甲B277)。

### 3. 中央構造線

地震調査研究推進本部地震調査委員会の平成23年2月18日の「中央構造線断層帯(金剛山地東縁—伊予灘)の長期評価(一部改訂)について」(甲47)は、本件原発直近に位置する「石鎚山脈北縁西部—伊予灘」の「地震規模」を「マグニチュード8.0もしくはそれ以上」とした(13頁)上、「今後30年以内の発生確率」を「ほぼ0%~0.3%」とし(15頁)、上記地震調査研究推進本部の「断

層帯の長期評価(算定基準日平成27年(2015年)1月1日)」(甲B275・6頁)は、経年により30年以内の地震発生確率を「ほぼ0%~0.4%」と修正していたが、上記表記見直しにより、「Aランク(30年以内の地震発生確率が0.1~3%)」と評価されることとなった(甲B277・3頁)。

#### 4. 結論

このように、「マグニチュード8.0もしくはそれ以上」とされる規模の、本件原発直近に位置する中央構造線の地震発生確率は、決して低いものではないにもかかわらず、債務者は、その地震を過小評価してしまっているのである。

以上